

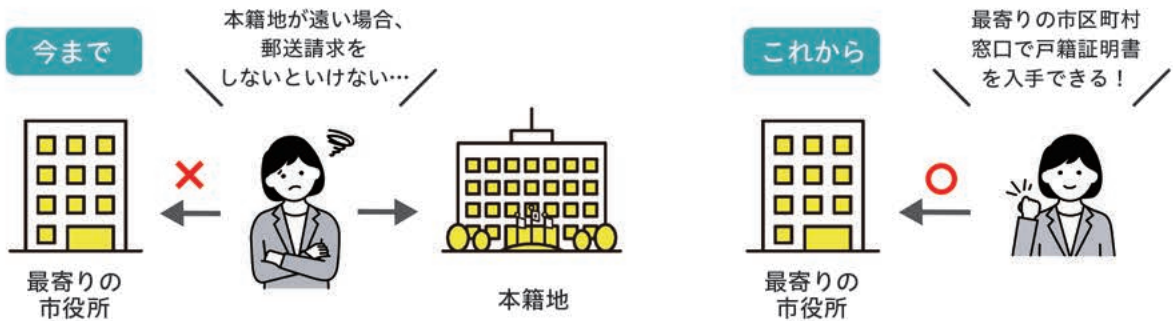
## 戸籍制度が利用しやすくなりました

3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が施行され、それに伴い、以下のことができるようになりました。

どこでも！  
まとめて！

### ポイント①

#### 戸籍証明書が本籍地以外の市区町村窓口でとれる！



#### 広域交付制度

…本籍地が遠くにある方でも、**最寄りの市区町村の窓口**に請求できます。また、ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、**1か所の市区町村の窓口**でまとめて請求できます。

#### 請求できる人

- ・本人
- ・配偶者
- ・父母、祖父母など(直系尊属)
- ・子、孫など(直系卑属)

※広域交付対象外の証明書

- ・コンピュータ化されていない一部の戸籍、除籍
- ・一部事項証明書、個人事項証明書、戸籍の附票、身分証明書、独身証明書 など

#### 注意事項

- ・請求できる人が市区町村窓口へお越しになって請求する必要があります。
- ・委任状や郵送での請求はできません。
- ・窓口にお越しになった方の本人確認のため、**顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)**の提示が必要です。

### ポイント②

#### 戸籍届出の際の戸籍証明書の添付が不要！

**本籍地ではない市区町村の窓口**に戸籍の届出(婚姻届や養子縁組届の提出など)を行う場合、**戸籍証明書等の添付が原則不要**となります。

各種社会保障の手続きで、マイナンバー制度を利用して戸籍証明書の添付を省略できます。添付省略が可能となる時期等は手続きの内容により異なります。制度の詳細や今後の予定については右記QRコードからご確認ください。

